

○和歌山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

平成24年12月20日

条例第47号

改正 平成27年3月19日条例第12号

平成28年3月28日条例第15号

平成31年2月27日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、法第42条の2第1項本文の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(入所定員)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の申請者)

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）である者とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第9条までに規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条及び次条において「省令」という。）の規定（省令第3条の40、第17条、第36条（第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条及び第181条を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(記録の整備)

第6条 省令第3条の40、第17条、第36条（第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条及び第181条の規定は、指定地域密着型サービスの事業を行う者（次条から第9条までにおいて「事業者」という。）が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句

に読み替えるものとする。

第3条の40第2項	その完結の日から2年間	当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した日から5年間
第17条第2項	その完結の日から2年間	当該指定夜間対応型訪問介護を提供した日から5年間
第36条第2項	その完結の日から2年間	当該指定地域密着型通所介護を提供した日から5年間
第37条の3において準用する第36条第2項	その完結の日から2年間	当該共生型地域密着型通所介護を提供した日から5年間
第40条の15第2項	その完結の日から2年間	当該指定療養通所介護を提供した日から5年間
第60条第2項	その完結の日から2年間	当該指定認知症対応型通所介護を提供した日から5年間
第87条第2項	その完結の日から2年間	当該指定小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間
第107条第2項	その完結の日から2年間	当該指定認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間
第128条第2項	その完結の日から2年間	当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間
第156条第2項	その完結の日から2年間	当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した日から5年間
第181条第2項	その完結の日から2年間	当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間

(人権擁護)

第7条 事業者は、指定地域密着型サービスの利用者の人権を擁護するため、指定地域密着型サービスを提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策推進員の配置)

第8条 事業者（指定地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を除く。以下この条及び次条において同じ。）の事業を行う者に限る。同条において同じ。）は、非常災害対策を推進するため、指定地域密着型サービスを提供する事業所（同条において単に「事業所」という。）ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第9条 事業者は、指定地域密着型サービスの利用者の安全管理対策を推進するため、事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日）

この条例は、公布の日から施行する。